

悪質商法にご用心

◆資格取得商法

職場などに、電話で「受講しただけで資格が取れる」「あなたは選ばれました」などと、資格取得のための講座をしつこく勧誘し、あいまいな返事に対し、強引に契約を結ばせる商法。

ワンポイントアドバイス

・断るときは「まあ、結構です」「そんなの、いいです」などといった、どちらにもとれるようなあいまいな返事ではなく、「受講しません」「必要ありません」とはっきり伝えること。あいまいな返事だと契約成立にされてしまいます。

・お金を払ったり、クレジット契約を結んでしまったりすると、解決は難しくなります。安易に払い込んだりしないこと。



◆かたり・点検商法

消防署、保健所、電話会社、電力会社などの職員を装って訪問して来て、消火器や電話器などを市販の物より高く、強引に売りつける商法。白衣や制服らしいものを身に着けているので、消費者はだ

◆内職商法

・一人で留守番をしている家を狙うことが多いので「家族と相談する」など、その場では承諾しない。

「自宅にいなながら、簡単に高収入」などと電話や散らし広告で勧誘し、それに必要な器具、機材や材料などを買わせる商法。実際仕事を始めても注文がこなかったり、できが悪いなどといって、買



◆見本工事商法

い取ってくれなかったりすることが多い。ワンポイントアドバイス

- ・安易に利益を約束する業者、契約や支払いを急ぐ業者、強引に勧誘する業者には特に注意すること。
- ・仕事を発注する前に、登録料、指導料、資料代などの形で前金を要求する業者には注意すること。
- ・契約するときには契約書の中身をきちんと確認すること。
- ・「自分でできるかどうか」もう一度冷静に考えてみる。



「お宅はよく目につく場所にある。本的にやるから安くする」などといって、最初に示した額から大幅な値引きをし、得たように思わせ、ペランダや風除室などの取り付け工事をする商法。

ワンポイントアドバイス

- ・高額となるので、慎重に対応し、その場では承諾しないこと。
- ・本当に格安なのか、地元の信用のおける業者の見積りをとって比較検討してみたら契約すること。

◆マルチ(まがい)商法



「この商品を買って、友人や買う人を紹介するだけで高収入が得られるよ」などと勧誘し、入会の際に高額な商品を購入させる商法。商品などの販売組織の会員が、新たな会員を勧誘し、その会員が更に新たな会員を入会させる、という繰り返しの繰り返しにより、やがてあなた自身も加害者になることも。実際には説明どおりの収入を得られることはまれです。

ワンポイントアドバイス

- ・友人や知人に迷惑をかけたうえ、残ったのはクレジットの支払いだけということも。本当に自分で売れる商品なのかもう一度冷静に考えてみる。

